

# 創業者向け保証料割引スキーム

## 創業計画実施サポート割引

「創業事業者」の方々の保証料率を

**一律0.2%割引します！**

**割引後の保証料率→創業関連保証0.6%、スタートアップ創出促進保証制度0.8%**

### 対象となるお客様

認定経営革新等支援機関※1) 創業計画の策定支援を受けた創業事業者※2)

※1) 認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた専門家（税理士・中小企業診断士等）です。最寄りの認定経営革新等支援機関は中小企業庁HPにてご確認ください。

※2) 創業事業者

これから創業を予定されている方、または事業を開始した日から1年経過していない方。

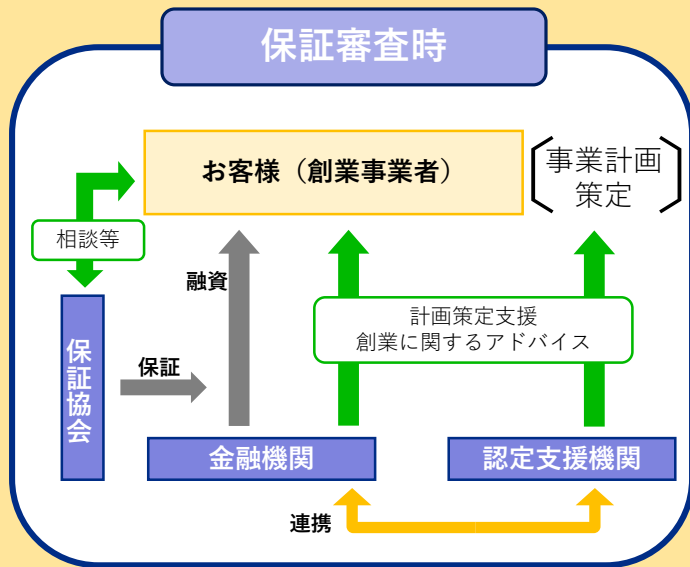
（スタートアップ創出促進保証制度は中小企業者である会社（設立予定を含む）の場合のみ対象）

### 対象となる保証制度

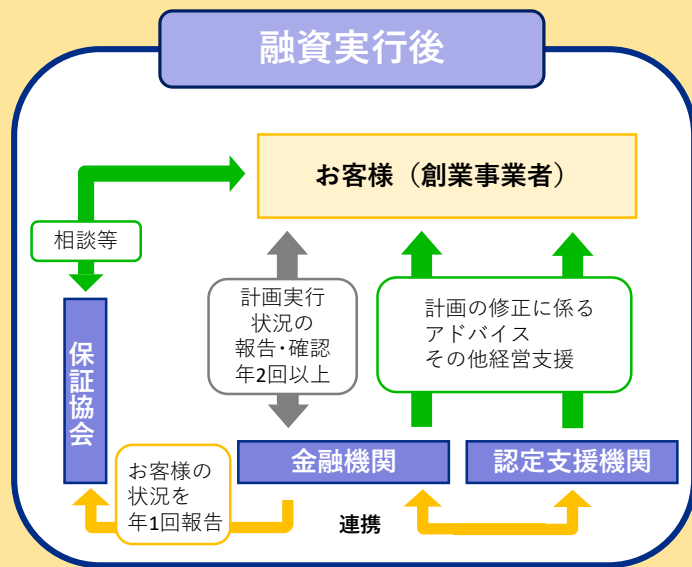
創業関連保証またはスタートアップ創出促進保証制度に限ります。

ただし、県制度創業資金は除きます。

#### 保証審査時



#### 融資実行後



※スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合は、上記の報告に加え、同制度要綱に定められた報告等が必要となります。



千葉県信用保証協会



LINE  
お友達登録は  
こちらから

【お問い合わせ先】

幕張サポートセンター 創業サポートチーム  
☎043-239-3292

【HP】

<https://www.chiba-cgc.or.jp/>